

ストーカー対策一丸

東京都三鷹市で女子高生が元交際相手に殺害されるなど、後を絶たないストーカー被害をどう防ぐのか。警察庁や被害者の遺族、専門家らによる検討会が1日、発足する。厚生労働省なども加わって横断的に協議する初の試み。被害者保護や加害者の治療なども検討される見通しで、警察は、加害者の逮捕に向けた捜査も重視する姿勢を打ち出している。

専門家ら検討会きょう発足

■刑事部門も投入

「逮捕に向けた迅速な行動を取らなければならぬ」。警察庁の米田壮長官は10月25日、全国警察本部長会議で、こう強調した。

ストーカー規制法による警告で加害者の9割はストーカー行為をやめるとされる。だが、神奈川県逗子市で昨年11月、デザイナーの三好梨絵さん（当時33歳）

ように、事件後に自殺を凶る強い殺意のある加害者には、警告で防ぎきれない。常磐大の諸沢英道教授（被害者学）は「警察は規制法にとらわれすぎでは」

と指摘する。加害者の捜査や被害者保護より、警告など規制法の手続きを優先する傾向がみられるという。

米田長官は、緊急時には、被害相談を受ける生活安全部門だけでなく、捜査を担当する刑事部門から捜査員を投入することも指示。情報共有や連携不足を指摘された過去の事件の教訓から、警察庁は生活安全、刑事両部門などを集めた専門チームを全国の警察本部に設置することも検討中だ。専門家によると、欧米で

は日本より処罰対象の行為が幅広く規定され、罰則も重いケースが目立つという。

■省庁連携

検討会には、厚生労働省や法務省なども参加する。警察庁幹部は「警察だけで完全に被害を防ぐことは難しい」と打ち明ける。

同庁は、警告を受けるなどした加害者に治療やカウンセリングを促す制度を導入する方針。治療経験のある精神科医の福井裕輝さんは「加害者は相手への恨みや支配感情を一方的に募らせている」と話し、治療などで偏った考えを改める。ただ、専門医の養成や医療機関の整備が必要で、厚生労働省の協力が欠かせない。法務省は、薬物依存の受

刑者や保護観察付き執行猶予者に薬を断ち切る治療を受けさせるなどしている。こうしたノウハウを取り入れられないか、検討会で協議されるとみられる。三好さんの兄は「加害者を救うことでしか妹を救えなかった。加害者の精神的ケアで事件を起こさせないようにすべきで、社会全体で取り組んでほしい」と訴える。

■ためらい

昨春秋、別れ話をした交際相手に暴行を受けた東京都内の女性は、警察に相談した際、被害届の提出を勧められても、「逮捕はかわいそう」と応じなかった。

検討会メンバーで、被害者を支援するNPO法人の小早川明子理事長は呼びかける。「自分の置かれた危険な状態を理解していない被害者もいる。身を守るためにも、ためらわずに被害届を出してほしい」